

ごみの適切な処理にご協力ください

大字玉川地内の 木の枝・葉・刈草などの処理施設の利用について

この処理施設は、今までごみステーションに可燃ごみとして出されていた刈草や枝などの減量を目的としています。最近持ち込めない物品の混入が目立っています。右に示すものについては持ち込めませんので、ご注意ください。



持ち込めないもの

- ① 山林や農地で発生したもの
- ② 金属や石などの混じっているもの（機械の故障の原因になります）
- ③ 直径5cm、長さ2mを超える枝（幹に該当するようなものも混入されています）
- ④ 事業で請け負ったものや事業所の敷地内で発生したもの



基準を超えた太さの木

野外でのごみの焼却は、禁止されています

廃棄物（ごみ）を屋外で焼却すること（野焼き）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「埼玉県生活環境保全条例」により、工場・事業所はもちろん、一般家庭においても禁止とされています。法律に適合しない焼却炉やドラム缶を使用しても同様です。

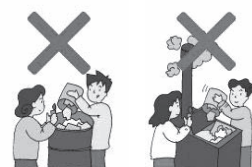
野外焼却（野焼き）禁止規定の例外として、次の場合があります。

- ① 風俗習慣上や宗教上の行事のために必要な焼却（お焚き上げ等）
- ② 農業、林業、漁業を営むためやむを得ず行われる焼却（農業の稲わらの焼却等）
- ③ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの（落ち葉焚き等）

※いずれも植物を焼却するもので、ビニールなどの焼却は禁止です。

※消防署に揚煙届を提出してください。
※この例外に該当する場合であっても、近隣から苦情があった場合や、周囲の生活環境が損なわれる場合は、指導の対象となることがあります。実施する場合は、風向き、燃やす量、時間帯などに注意し、周囲へ最大限の配慮をして行ってください。

禁止



例外



大河ドラマ「鎌倉殿の13人」

大河ドラマ「鎌倉殿の13人」比企市町村推進協議会広報リレー企画、2月は吉見町です。放映中の「鎌倉殿の13人」に登場する源範頼についてと源範頼ゆかりの史跡をご紹介します。

源範頼（みなもとののりより）

源範頼は幼少期に吉見町の岩殿山（息障院・安楽寺）に身を隠していたと伝わります。兄は鎌倉幕府の創始者である源頼朝、弟は牛若丸としても有名な源義経です。源平の合戦では兄の頼朝に代わって大將軍となり各地を転戦しました。範頼は遠江国蒲御厨（とおとうみのくにかばのみくりや：現在の静岡県浜松市）で生まれたことから蒲冠者（かばのかんじゃ）とも呼ばれています。

安楽寺（あんらくじ）

岩殿山安楽寺は坂東11番の札所で、古くから吉見観音の名で親しまれてきました。安楽寺の東約1kmには「伝範頼館跡」と呼ばれる息障院がありますが、この息障院と安楽寺は、かつては一つの大寺院を形成していたことが知られています。当時、息障院には多くの御堂がありましたが、その一つの観音堂が現在の安楽寺になったと伝わります。



息障院（そくしょういん） — 埼玉県指定 伝範頼館跡 —

吉見町大字御所地内の息障院一帯が、源範頼の居館跡と伝わります。範頼が亡くなった後はその子孫が居住して吉見氏を名乗ったと言われており、お寺の周囲に残る堀は、範頼の館の一部と伝えられています。戦国時代末から江戸時代には末寺が120を数える大寺院であったことが知られています。



問合せ 吉見町 比企市町村推進協議会に関すること 産業振興課商工観光係 ☎0493-54-5027
文化財に関すること 生涯学習課文化財係 ☎0493-54-9111

吉見町版

